「

(一)　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）		
A　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの	二・八％	
B　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額	
C　課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	無税	
(二)　その他のもの		
A　課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの	一キログラムにつき八円	
B　課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額	
C　課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	無税	

」を「八％　グラき八」に改める。

別表第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号を次のように改める。

七九〇一・一一

亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの		
一　課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの	一キログラムにつき八円	
二　課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額	
三　課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税	

七九〇一・一二

亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの		
一　課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの	一キログラムにつき八円	
二　課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額	
三　課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税	

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項中「五百万円」を「千万円」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

第百十一条第一項第一号中「第七十五条」の下に「（外国貨物の積戻し）」を加え、同条第四項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

第百十二条第三項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項、第七条の五第一項及び第三項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

第八条の四第一項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

（特恵受益国等原産品であることの確認）

第八条の四　税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特恵関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一　当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二　特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三　その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四　特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

2　前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3　税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特恵受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4　第一項第四号の求めは、特恵受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5　税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一　当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二　当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三　第一項第二号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。